

議案第 57 号

京田辺市道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、京田辺市道路線を別紙のとおり認定する

。

令和 6 年 1 月 28 日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、宅地開発によって新設された道路及び南田辺西地区土地区画整理事業に伴い新設する都市計画道路について、道路法の規定に基づき路線の認定を行うため、提案するものである。

別紙

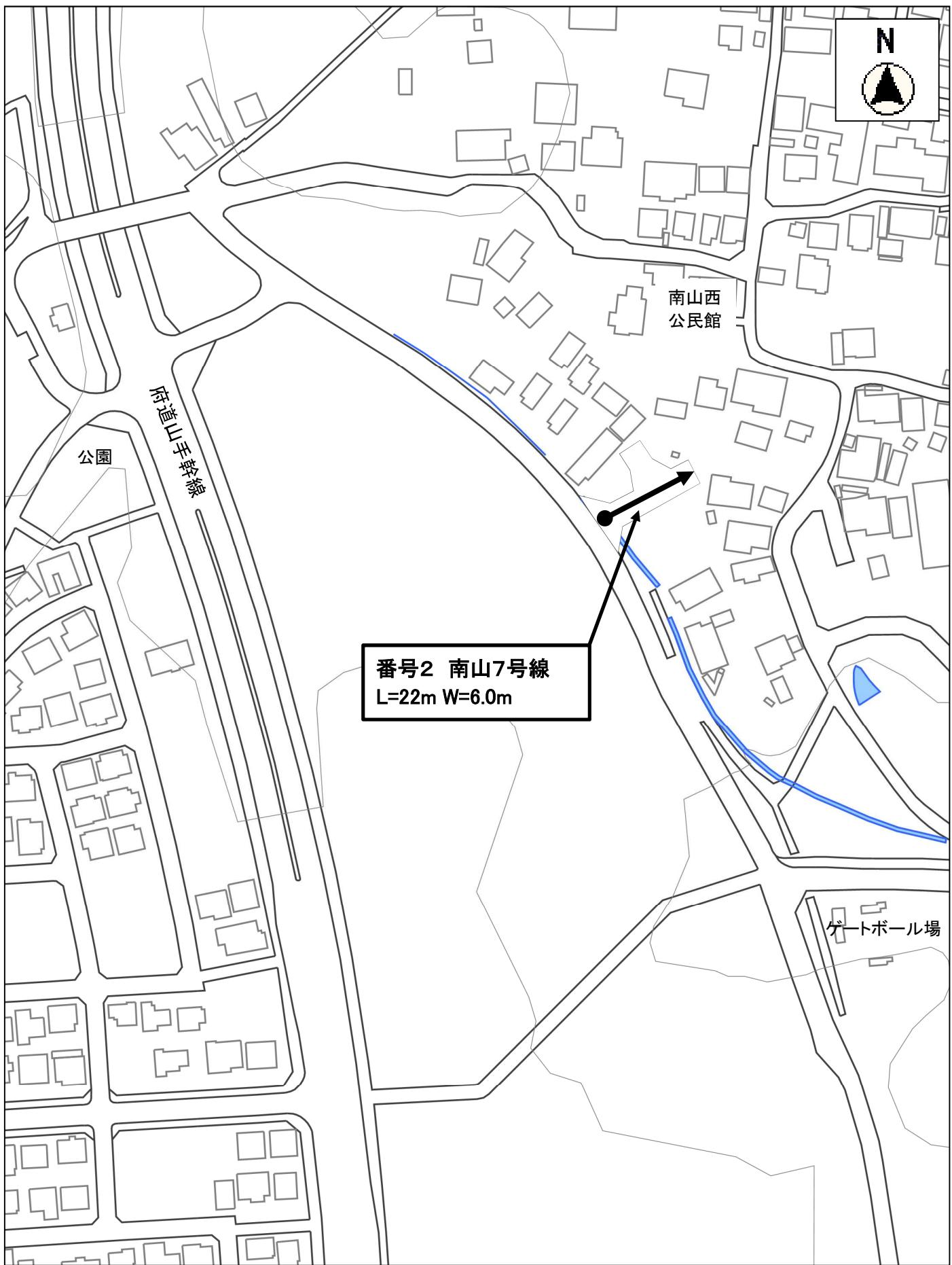
認定を行う路線

番号	路 線 名	起 点	終 点
1	深田 5 号線	田辺深田 25 番 6 地先	田辺深田 39 番 4 地先
2	南山 7 号線	三山木口駒ヶ谷 10 番 8 地先	三山木南山 2 番 6 地先
3	南田辺狛田東西線	水取池ヶ原 1 番 1 地先	宮津北ノ谷 45 番 6 地先

議会資料（認定）



議会資料（認定）



議会資料（認定）

